

(案)

契 約 書 (総価契約)

件 名	不用歯科材料の売払い
品 名	不用歯科材料
契 約 金 額	円 (消費税及び地方消費税を含む)
数 量	不用歯科材料 1 式
契 約 期 間	契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
履 行 期 間	契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
引 取 期 間	契約締結の日から令和 7 年 1 2 月 2 6 日まで
引 取 場 所	売払人の指定する場所
契約の内容	別紙仕様書のとおり
契約保証金	円
その他の契約事項	地方独立行政法人広島市立病院機構売払契約約款 (総価契約) のとおり
特 記 事 項	

上記内容のとおり、売払人と買受人は物品の売買について契約を締結するものとし、本書 2 通を作成し当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

売払人 広島市中区基町 7 番 3 3 号
地方独立行政法人 広島市立病院機構
理事長 秀 道広

買受人

広島市立病院機構売払契約約款（総価契約）

（総則）

第1条 売払人及び買受人は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、図面及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする物品の売払契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 買受人は、売払物品（以下「物品」という。）の売払代金を売払人に支払い、契約書に記載された引取期間内に、物品を引き取るものとする。

3 この約款に定める承諾、通知、承認、請求、協議、報告、催告及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して売払人と買受人との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して売払人と買受人との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

7 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

（信義則）

第2条 買受人は、この契約の内容を売払人の指示及び信義に従い、誠実に履行するものとする。

（仕様書等の疑義等）

第3条 仕様書等に疑義が生じたときは、売払人の解釈によるものとする。

2 買受人は、売払人の解釈による受注内容の確認事項などについて契約の変更を求めることができる。

（権利義務の譲渡等）

第4条 買受人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、特別の理由によりあらかじめ書面で売払人の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任等の禁止等）

第5条 買受人は、この契約の履行に当たってその全部又一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、この契約の履行の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により売払人の承諾を得なければならない。

2 前項に規定するもののほか、買受人は、この契約の履行の一部を次のいずれかに掲げる者に直接委任又は請け負わせてはならない。

(1) 地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「本機構」という。）又は広島市の競争入札参加資格の取消しを受けた者で、広島市の競争入札に参加することができない期間を経過しないもの

(2) 地方独立行政法人広島市立病院機構競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成30年7月30日施行）又は広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱により指名停止の措置を受けた者で、指名停止の期間が経過しないもの

(3) 法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団

イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等

ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等

エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等

オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者

3 買受人は、前項各号に掲げる者以外の者にこの契約の履行の一部を委任し、又は請け負わせた場合においては、当該一部の契約の履行の全部又は一部を、同項各号に掲げる者に再委任し、又は再下請負させてはならない。

4 買受人は、第2項第3号に掲げる者に該当するものを、原材料等の売買その他の契約において、

その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 5 買受人は、受任者又は下請負人を定めたときは、直ちに当該者の商号又は名称その他必要な事項を売払人に通知するとともに、第2項各号のいずれかに該当する者がいないことの確認を受けなければならない。

(売払代金)

- 第6条 売払代金の額は、契約金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(売払代金の支払等)

- 第7条 買受人は、売払代金を、売払人が指定する口座に指定する期限までに振り込むものとする。

(所有権の移転)

- 第8条 物品の所有権は、買受人が前条の規定により売払代金を振り込み、売払人が振込確認した時に、売払人から買受人に移転するものとする。

(物品の引取り)

- 第9条 買受人は、物品の引き取るときは、その旨を売払人に通知し、売払人の指示を受けなければならない。

(損害賠償)

- 第10条 買受人は、この契約の履行に当たって、その責めに帰すべき理由により売払人又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任および危険負担)

- 第11条 売払人は、物品の種類、品質又は数量に関して、民法第562条から第564条までに定める売主の責任を負わない。ただし、買受人が物品を引き取る前に売払人及び買受人双方の責めに帰することができない事由により物品が滅失又はき損したときは、売払人がその損害を負担する。

(談合行為等の措置)

- 第12条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、買受人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) この契約に係る入札に関して、買受人（買受人の役員等、代理人、使用人、その他の従業員を含む。この項において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

(3) その他この契約に係る入札に関して、買受人が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。

(4) この契約に係る入札に関して、買受人が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

- 2 買受人は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を売払人に請求することはできない。

- 3 買受人は、第1項各号のいずれかに該当するときは、契約金額（単価）に発注予定数量を乗じた金額の10分の2（ただし、同項第4号に該当するときは、10分の1）に相当する額を損害金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

- 4 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、売払人に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、売払人は買受人に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

(催告による契約解除)

第 13 条 売払人は、前条の規定による場合のほか、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行しないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 買受人が、この契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと売払人が認めるとき。

(2) 買受人が、前号及び次条に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(催告によらない契約解除)

第 13 条の 2 売払人は、第 12 条の規定による場合のほか、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除できる。

(1) 買受人が、この契約を履行しないことが明らかなとき。

(2) 買受人が、この契約を履行することを拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 買受人が、第 4 条の規定に違反し、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継したとき。

(4) 買受人が、第 5 条第 2 項又は第 3 項の規定に違反したとき。

(5) 買受人が、警察等捜査機関からの通報等により、第 5 条第 2 項第 3 号に該当する者であることが判明したとき。

(6) 買受人が、第 5 条第 3 項に違反して、この契約の一部の履行の全部又は一部を、同条第 2 項第 3 号に掲げる者に再委任し、又は再下請負させた場合において、売払人が当該再委任又は再下請負の契約を解除させるよう必要な措置を講ずることを求め、買受人がこれに応じなかったとき。

(契約解除後の損害賠償等)

第 13 条の 3 買受人は、前 2 条の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を売払人に請求することができないものとする。

2 買受人は、前 2 条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を、違約金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約保証金)

第 14 条 契約保証金は、買受人がこの契約に基づく義務を履行したときは、返還するものとする。

2 契約保証金には、利息を付けない。

3 買受人が契約の締結と同時に納付した契約保証金は、第 12 条第 1 項、第 13 条又は第 13 条の 2 の規定により契約が解除された場合においては売払人に帰属し、当該契約保証金があるとき、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、売払人は当該契約保証金又は担保をもって損害金又は違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 15 条 買受人は、契約の履行に当たり暴力団等（暴力団等排除措置要綱第 2 条第 6 項に規定する暴力団等をいう。第 5 項において同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに売払人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 買受人は、前項の場合において、売払人及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 買受人は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、物品の引取りに遅れが生じるおそれがある場合は、売払人と物品の引取りに関する協議を行わなければならない。

4 買受人は、売払人との物品の引取りに関する協議を行った結果、物品の引取りに遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、売払人に引取期間の延長の請求を行うものとする。

5 買受人は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに売払人へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

6 買受人は、前項の被害により物品の引取りに遅れが生じるおそれがある場合は、売払人と物品の引取りの時期に関する協議を行うものとし、物品の引取りに遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、売払人に引取期間の延長の請

求を行うものとする。

(引取期間の延長)

第 16 条 買受人は、特別の理由により引取期間内に物品の引取りを完了することができないときは、その理由を明示した書面により、売払人に引取期間の延長変更を請求することができる。

(遅延損害金)

第 17 条 買受人が、その責めに帰すべき理由により引取期間内に物品の引取りができなくなった場合であっても、売払人において支障がないと認め、期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあるときは、売払人は、買受人から遅延損害金を徴して、期間を延長することができる。

2 前項の遅延損害金は、延長前の契約期間満了の日から物品の引取り完了の日までの日数 1 日に付き、売払人がこの契約の未履行部分に相応する売払契約金額相当額として定める額の 1, 0 0 0 分の 1 に相当する額とする。

(法令の遵守)

第 18 条 買受人は、契約の履行に当たっては、関係法令を遵守しなければならない。

(契約締結に要する費用負担)

第 19 条 この契約の締結に要する経費は、買受人の負担とする。

(契約の変更)

第 20 条 売払人は、買受人が請け負った業務を完了するまでは、仕様書等を変更することができる。

2 前項の場合において、契約金額、納入期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、売払人と買受人とが協議して、これを定める。

3 売払人は、第 1 項に定めるもののほか、納入期限、納入場所その他契約に定める条件を、買受人と協議のうえ変更することができる。

(守秘義務)

第 21 条 買受人は、この契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後及び解除後も、同様とする。

2 買受人は、この契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(補則)

第 22 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて売払人と買受人とが協議して、これを定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 受注者は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 受注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 受注者は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第7 受注者は、発注者の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、受注者は、発注者が様式を指定する「個人情報の取扱いに関する契約書」（以下「取扱契約書」という。）を再委託先と締結し、その写しを発注者に提出すること。

(再委託等に係る連帯責任)

第8 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託先と締結した取扱契約書に基づき再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第9 受注者は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し取扱契約書に基づいて適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(安全管理措置)

第10 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第11 受注者は、業務の作業場所を発注者に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、発注者が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報が記録された資料等を持ち出しはならない。

(複写及び複製の禁止)

第12 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。また、発注者から承諾を得ている場合においても複写の数や複製の数を変更するときには改めて発注者の承諾を得なければならない。

(資料等の返還等)

第13 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに発注者に返還、又は引き渡し、若しくは発注者が指定する者の立会いのうえで作業場所の資料を削除するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに発注者に事案の発生した経緯、想定される被害状況、情報の管理方法など発注者が必要とする内容を網羅した書面で報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、受注者は、発注者から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(契約解除)

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第17 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。